

医政第1224号
平成22年9月29日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部医療政策総室長
(公 印 省 略)

「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について
このことについて、厚生労働省医政局長から別添（写）のとおり通知
がありましたので、送付します。

なお、下記団体へは、別途送付しておりますので、申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
社団法人 熊本県薬剤師会
社団法人 熊本県看護協会
熊本県公的病院長会
全日本病院協議会熊本県支部
全国自治体病院協議会熊本県支部

医療政策総室総務医事班(担当:富野)

TEL:096-333-2205

FAX:096-385-1754

メール:tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp

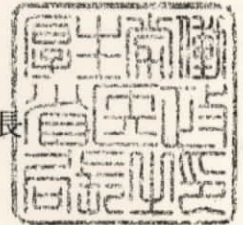


医政発0917第15号

平成22年9月17日

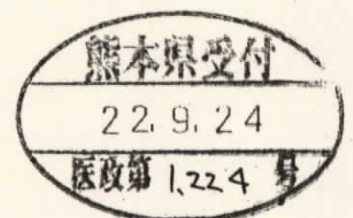
各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について

今般、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の別添）の一部を別紙のとおり改正することとした。貴職においては、改正の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等に対して周知方願いする。



○「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
(別添) 1～6 (略) 7 診療記録の開示 (1)・(2) (略) (3) 診療記録の開示に関する手続き ○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続きを定めなければならない。 ① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、<u>開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けることなどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ねることは不適切である。</u> ②・③ (略) (4) 診療記録の開示に要する費用 ○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。<u>その費用は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額としなければならない。</u>	(別添) 1～6 (略) 7 診療記録の開示 (1)・(2) (略) (3) 診療記録の開示に関する手続き ○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続きを定めなければならない。 ① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切である。 ②・③ (略) (4) 診療記録の開示に要する費用 ○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。